

木質系廃材をリサイクルするファイバースシュレッダー

登録番号18 - 19

〔技術・製品の概要と特徴〕

木工端材や街路樹の剪定枝などを粉碎し、繊維化することにより肥料製品や家畜飼育用の敷き材などにリサイクルする装置。2軸スクリューを使用してひねり潰す破砕方式を採用し、流木、間伐材、建築廃材などもファイバー状に粉碎できる。直径20mm以下の生木やチップ材まではそのまま投入可能（それ以上は一次処理が必要）。機種はモーター駆動の22kW、30kWおよびエンジン駆動の25HPがあり、処理能力は22kW、25HPが150kg/h、30kWが450kg/hである。



〔用 途〕

木工端材や剪定枝などの木質系廃材のファイバー（細繊維）化（細繊維化された処理品の二次的用途としては肥料、草木の保水材、家畜飼育用敷き材、建築資材など）

〔希望する技術移転の 形態・ 相手先・ 地域〕

共同研究開発
企業規模は問わない
国内に限る

〔開発段階〕

試作・実験（未了） 製造・販売実績（有）
関連特許（出願中）

〔提供可能資料など〕

パンフレット、サンプル